

船橋市障害福祉サービス支給決定基準

令和6年4月
船橋市障害福祉課

目次

1. 支給決定基準の作成に当たって	・・・・・・・・ P 2
2. 支給決定基準の位置づけ	・・・・・・・・ P 2
3. 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ	・・・・・・・・ P 2
4. 基本的な考え方（共通）	・・・・・・・・ P 2
5. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係（船橋市の取り扱い基準）	・・・・・・・・ P 3
6. 支給決定基準から乖離する場合の支給決定について	・・・・・・・・ P 4
7. 訓練等給付において標準利用期間を超えて利用する場合の支給決定について	・・・・・・・・ P 4
8. 地域移行支援において給付決定期間を超えて利用する場合の支給決定について	・・・・・・・・ P 5
9. 支給量又は地域相談支援給付量を定める単位	・・・・・・・・ P 5
10. 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間	・・・・・・・・ P 6
11. 暫定支給決定について	・・・・・・・・ P 7
12. 支給決定基準	
(1) 介護給付費	
I 居宅介護	・・・・・・・・ P 8
II 重度訪問介護	・・・・・・・・ P 10
III 同行援護	・・・・・・・・ P 11
IV 行動援護	・・・・・・・・ P 11
V 重度障害者等包括支援	・・・・・・・・ P 12
VI 療養介護	・・・・・・・・ P 14
VII 短期入所	・・・・・・・・ P 15
VIII 施設入所支援	・・・・・・・・ P 17
IX 生活介護	・・・・・・・・ P 18
(2) 訓練等給付費	
I 自立訓練（機能訓練）	・・・・・・・・ P 18
II 自立訓練（生活訓練）	・・・・・・・・ P 19
III 宿泊型自立訓練	・・・・・・・・ P 20
IV 就労移行支援	・・・・・・・・ P 21
V 就労継続支援A型	・・・・・・・・ P 22
VI 就労継続支援B型	・・・・・・・・ P 23
VII 就労定着支援	・・・・・・・・ P 24
VIII 自立生活援助	・・・・・・・・ P 24
IX 共同生活援助（グループホーム）	・・・・・・・・ P 25
(3) 地域相談支援給付費	
I 地域移行支援	・・・・・・・・ P 26
II 地域定着支援	・・・・・・・・ P 27
同行援護のアセスメント調査票（表1）	・・・・・・・・ P 29
重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表（表2）	・・・・・・・・ P 30

1. 支給決定基準の作成に当たって

市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定について支給決定基準を定めておくことが適当である。

その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。

(平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議資料1参照)

2. 支給決定基準の位置づけ

支給決定基準は形式の如何にかかわらず行政手続法第5条に規定する審査基準（支給申請に対する決定処分を行う際の基準）に位置づけられる。

また、都道府県が支給決定障害者等から市長が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合は、基本的には、市の支給決定基準に照らして審査を行うこととなる（都道府県の不服審査基準になる。）。

● 行政手続法（抜粋）

（審査基準）

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

3. 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ

障害者個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、日額報酬化に伴い報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として併給できないサービスの組み合わせを特定はせず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者の自立を効果的に支援する観点から、市が支給決定又は地域相談支援給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

4. 基本的な考え方（介護給付費及び訓練等給付費及び地域相談支援給付費において共通）

- ① これまでの支給量をできるだけ保障することを基本とする。
- ② 支給決定基準は標準的基準と加算項目の適用による加算後基準を設定。
- ③ 支給基準量は、基準の範囲内で必要な支給量を勘案するもので、一律に支給するものではない。
- ④ 支給決定基準を適用することが適当でない場合、又は乖離している場合は、以下の「6. 支給決定基準から乖離する場合の支給決定について」、及び「7. 訓練等給付において標準利用期間を超えて利用する場合の支給決定について」において定める審査会に必要な書類を提示し、審査又は意見聴取を行い、市はそれを踏まえて支給決定を行うものとする。
- ⑤ 支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達、支給実績等を勘案し、必要に応じて支給決定基準を変更するものとする。
- ⑥ 2人介護可の考え方

平成18年厚生労働省告示第546号に掲げるとおり。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定め、平

成18年10月1日から適用する。

【要件】二人の居宅介護従業者により居宅介護等を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって次のいずれかに該当する場合とする。

ア 障害者等の身体的な理由により一人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合。

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。

ウ その他障害者等の状況等から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合。

5. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係（船橋市の取扱い基準）

平成12年3月24日付、障企第16号及び障障第8号をもって介護保険制度と障害者施策との適用関係等について通知があり、平成19年3月28日付、障企発第0328002号及び障障発第0328002号にて上記の通知が廃止となった。

については船橋市として取り扱い基準を以下のとおり定めるものとする。

（1）介護保険優先の原則

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなる。

しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

また、介護保険の支給限度基準の制約から、介護保険のサービスのみに必要と認められる支援が受けられない場合、若しくは介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの利用を希望する場合においても、障害福祉サービスを支給することができるものとする。

（2）居宅介護等と介護保険制度における訪問介護及び訪問入浴との適用関係における基本的な取扱い

I 基本的な考え方

介護保険制度の対象となる65歳以上の者及び特定疾病（16疾病）による40歳以上65歳未満の者については、原則として介護保険制度での訪問介護及び訪問入浴を利用することになるので、介護保険のサービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的に障害施策の居宅介護等を支給することはできない。

II 具体的な運用

① 重度訪問介護

介護保険の訪問系サービスを受け、下記アからオの全てに該当する者、又はそれに準ずる者として市長が必要と認めるものにおいては、重度訪問介護の支給を受けることができる。

なお、「12. 支給決定基準」の内、「II 重度訪問介護」において定める「オ 支給量（介護保険該当者が障害福祉サービスを併給する場合）」の支給量の範囲内に限り、居宅介護の利用も可能とする。

ア 身体障害者手帳所持者のうち、両上肢1級かつ両下肢1級の全身性障害者又はこれに準ずると市長が認める全身性障害者。

イ 要介護状態区分が要介護5であること。ただし、介護保険制度の対象となる以前から重度訪問介

護の支給決定を受けている者として市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

ウ 介護保険のサービスを概ね支給限度額まで利用していること。

かつ、介護保険の利用サービスのうち支給限度額の概ね50%以上を訪問介護及び訪問入浴で利用していること。

エ 介護保険のケアプランを提出すること。

オ 厚生労働省が定める重度訪問介護の対象者であること。

② 短期入所

介護保険給付では本人が必要とする支援を受けられない場合はその理由を付記した介護保険のケアプランの提出に加え、次のア又はイに該当する者として市長が必要と認めるものにおいては、短期入所の支給を受けることができる。

ア 身体障害者及び難病患者等については、身近にある介護保険の短期入所生活介護事業所が満床等の理由で受け入れ不可能な場合（ただし、当該事情が解消するまでの間に限る。）。

イ 知的障害者及び精神障害者については、次のいずれかに該当する者。

（一）行動関連項目等（12項目）の合計点数（厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表2に掲げる行動関連項目について、障害支援区分認定調査の結果を当てはめて算出した点数）が10点以上の者又はこれに準ずると市長が必要と認めるもの。

（二）身近にある介護保険の短期入所生活介護事業所が満床等の理由で受け入れ不可能な場合。（ただし、当該事情が解消するまでの間に限る。）

Ⅲ 運用の適用除外のサービス

同行援護、行動援護、療養介護、施設入所支援、生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、自立生活援助、及び共同生活援助（ただし、65歳以降に身体障害者になった者、及び認知症対応型グループホームに入居する者を除く）、地域移行支援、地域定着支援の支給。

6. 支給決定基準から乖離する場合の支給決定について

適正かつ公平な支給決定を行うため、船橋市が定める支給決定基準（以下「支給基準」という。）から乖離して、利用者より支給の申請があった場合には、船橋市障害者介護給付費等認定審査会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第5条第6号に定める合議体（非定型審査会）に支給要否決定（案）等必要な書類を提示し意見聴取を行い、市はそれを踏まえて支給決定を行うものとする。なお、申請内容に疑義等が生じた場合は、必要に応じて、基幹相談支援センターで内容の精査を行った上で意見聴取を行うことができる。

7. 訓練等給付において標準利用期間を超えて利用する場合の支給決定について

訓練等給付のうちサービス利用の長期化を防ぐために標準利用期間の定められたサービス（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（グループホーム）（地域移行型ホーム、サテライト型住居、移行支援型住居、退居後（外部サービス利用）に限る。）及び自立生活援助について利用者より標準利用期間を超えて継続の申請があった場合には、運営要綱第5条第7号に定める合議体（以下「訓練等給付及び地域移行支援の個別審査会」という。）に訓練等給付支給要否決定（案）等必要な書類を提示し個別審査又は意見聴取を行い、市はそれを踏まえて支給決定を行うものとする。

訓練等給付及び地域移行支援の個別審査会において必要性が認められた場合、共同生活援助（地域移行型ホーム）については必要最小限の有効期間（1年以内）での更新を可能とし、他のサービスについては最大1年間の更新を可能とする。

なお、サービス毎の標準利用期間については次「12. 支給決定基準」に定めるところによる。

サービス毎の審査会の運営方法について

- | | | |
|-----------------------|-----|------|
| ① 自立訓練（機能訓練） | ・・・ | 個別審査 |
| ② 自立訓練（生活訓練） | ・・・ | 個別審査 |
| ③ 就労移行支援 | ・・・ | 個別審査 |
| ④ 宿泊型自立訓練 | ・・・ | 意見聴取 |
| ⑤ 共同生活援助（グループホーム）における | | |
| ・地域移行支援型ホーム | ・・・ | 意見聴取 |
| ・サテライト型住居 | ・・・ | 個別審査 |
| ・移行支援住居 | ・・・ | 個別審査 |
| ・退居後（外部サービス利用型）サービス | ・・・ | 意見聴取 |
| ⑥ 自立生活援助 | ・・・ | 個別審査 |

8. 地域移行支援において給付決定期間を超えて利用する場合の支給決定について

地域移行支援は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、給付決定期間を6か月間までとしている。この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。

更なる更新の申請があった場合には、訓練等給付及び地域移行支援の個別審査会に地域移行支援給付要否決定（案）等必要な書類を提示し個別審査を行い、市はそれを踏まえて支給決定を行うものとする。

訓練等給付及び地域移行の個別審査会において必要性が認められた場合、6か月の範囲内で更新を可能とする。

9. 支給量又は地域相談支援給付量を定める単位

（1）訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

在宅生活における家族の介護力の大小等に着目し、支給決定基準を適用する場合の標準的基準（介護力が大）及び加算後基準（介護力が小）を勘案のうえ、時間数による一月ごとの支給量を決定する。

（2）短期入所

一月当たりの利用必要日数を支給量として決定する。

各月において平均的に利用が必要と認められる場合には、1年以内の支給決定有効期間を通じて「〇〇日／月」として均一の支給量を定めることが可能であるが、月により必要日数が異なる場合には、各月ごとに異なる支給量を決定する。

また、利用が単発である場合は、必要な月のみ支給量を定めて支給決定することもできる。

なお、長期（連続）利用日数については、次「12. 支給決定基準」に定めるところによる。

（3）重度障害者等包括支援

サービス等利用計画案を踏まえ、一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として決定する。

（4）日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援）

原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度として決定する。特に施設入所支援と併せて日中活動サービスを利用する場合の当該日中活動サービスの支給量については、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日付け障発第0323002号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、土日に係る支援について、施設入所支援の報酬の中で評価していることから「原則の日数」を上限とする。

ただし、次の①又は②の場合には「原則の日数」を超える支給量を決定することを可能とする。

なお、詳細については「日中サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平

成18年9月28日付け障障発第0928001号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)によること。

- ① 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出るにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間（以下、「対象期間」という。）において利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。
- ② ①に該当しない場合であっても、心身の状態が安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて決定することができるものとする。

10. 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間

(1) 基本的な考え方

支給決定の有効期間は、原則として障害支援区分の有効期間（最長3年間）と同一期間とする。

なお、受給者の管理上、一人の利用者について必要以上に異なる支給決定の有効期間が設定されることは好ましくないこと、また、更新時にサービスの組合せの適否についても評価が必要であることから、運用上他のサービスとの有効期間の終期を合わせることを可能とし、できる限り計画相談支援と同一終期とする。特に地域定着支援については、その支援内容からサービス終期を単独でもつことは望ましいことではないため、他のサービスと終期を合わせるよう留意すること。

(2) 有効期間の設定

原則、各サービスの有効期間は、支給決定又は地域相談支援給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と、次に掲げる各サービスの設定期間の範囲内の合算した期間とする。

ただし、支給決定又は地域相談支援給付決定を行った日が月の初日である場合には、次に掲げる各サービスの設定期間の範囲内を有効期間とする。

① 最長3か月

退居後（外部サービス利用型）共同生活援助

② 最長6か月

地域移行支援（個別審査会を経た者を除く）

就労移行支援（養成施設を含む）、就労継続支援A型、就労継続支援B型のうち、通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長又は休職からの復帰の際に就労に必要な知識及び能力向上のため一時的に利用する場合

③ 最長1年

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援（養成施設を除く）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳未満の者）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（体験利用）、及び地域定着支援

④ 最長2年

共同生活援助（地域移行支援型ホーム）

⑤ 最長3年

療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（支給決定時に50歳以上の者）、及び共同生活援助（共同生活型）、

⑥ 最長5年

就労移行支援（養成施設）

1 1. 暫定支給決定について

(1) 基本的な考え方

訓練等給付は、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間、暫定支給決定期間を設定した支給決定を行う。

(2) 対象サービス

① 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

ただし、基準該当自立訓練（機能訓練、生活訓練）及び共生型自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用者については暫定支給決定を要しないものとする。

② 就労移行支援

ただし、就労移行支援（養成施設）については、当該養成施設においてあらかじめ選考試験等により対象者が選考されるため、暫定支給決定を要しないものとする。

③ 就労継続支援A型

就労継続支援A型事業所を雇用契約を締結せずに利用する者については、将来的には雇用契約への移行が期待できる障害者であることから暫定支給決定を行う。

なお、以下に掲げる場合には暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われているものとし、本支給決定期間のみの支給決定を行うことを可能とする。

ア 現在、就労継続支援A型を利用している障害者が他の市町村に転居する場合

ただし、転居前に利用していた就労継続支援A型事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

イ 就労移行支援を利用していた障害者が就労継続支援A型の利用を希望する場合

ただし、当該就労移行支援事業所から利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

(3) 暫定支給決定期間

市は、2か月間を暫定支給決定期間の上限として暫定支給決定を行う。

この際、月の半ばから支給決定を行う場合には、支給決定日の属する月の翌月末日を暫定支給決定の有効期間満了日とする。

なお、支給決定日が月の初日である場合には、支給決定日の属する月若しくはその翌月の末日を暫定支給決定の有効期間満了日とする。

12. 支給決定基準

(1) 介護給付

I 居宅介護

① 身体介護

ア 対象者： 障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者

イ サービス内容： 入浴、排泄又は食事の介護など身体の介護を中心としたサービス

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 1.5時間×15日＝22.5時間／月（1.5時間／1回）
加算後支給決定基準量 3時間×15日＝45.0時間／月（3.0時間／1回）

エ 加算要素：(一) 1日に2時間以上の時間において2回以上の介護を必要とする場合。
(二) 単身もしくは単身に準ずる世帯（※）で入浴の準備に時間を要する場合。
(三) 児童で保護者が就労等により介護できない時間がある場合。
※単身に準ずる世帯…同居する家族が介護できない場合。

オ その他決定すべき事項：(一) 2人介護可の承認
(2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定)
(二) 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定

② 家事援助

ア 対象者： 障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者

イ サービス内容： 調理、掃除、洗濯など家事の援助を中心としたサービス。

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 1.5時間×15日＝22.5時間／月（1.5時間／1回）
加算後支給決定基準量 2.0時間×15回＝30.0時間／月（2.0時間／1回）

エ 加算要素
単身もしくは単身に準ずる世帯（※）であり、家事に対する援助が見込まれない場合。
※単身に準ずる世帯…同居する家族が介護できない場合。

オ その他決定すべき事項：(一) 2人介護可の承認
(2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定)
(二) 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定

③ 通院等介助（身体介護を伴う）

ア 対象者： 次のいずれにも該当する者。

(一) 障害支援区分が区分2以上（障害児にあっては、日常生活において身体介護が必要であり、

かつ、サービス提供時において下記(二)の5項目の支援が必要と想定される場合)である者。
(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる5項目のうち、いずれか一つ以上認定されている者。

- ・ 「歩行」：全面支援
- ・ 「移乗」：見守り等、部分支援、全面支援
- ・ 「排尿」：部分支援、全面支援
- ・ 「排便」：部分支援、全面支援
- ・ 「移動」：見守り等、部分支援、全面支援

イ サービス内容： 通院等介助（通院又は官公署等（相談支援事業所を含む）への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助）が中心であるサービスで身体介護を伴う者。

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 通院等に必要な時間数／月（最大の時間数／回を聞き取ること）

エ その他決定すべき事項：(一) 2人介護可の承認
(2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定)
(二) 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定

④ 通院等介助（身体介護を伴わない）

ア 対象者： 障害支援区分が区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）であり、③通院介助等（身体介護を伴う）の対象者の基準に該当しない者。

イ サービス内容： 通院等介助（定期通院又は官公署等（相談支援事業所を含む）への移動のために屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助）が中心であるサービスで身体介護を伴わない者。

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 通院等に必要な時間数／月（最大の時間数／回を聞き取ること）

エ その他決定すべき事項：(一) 2人介護可の承認
(2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定)
(二) 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定

⑤ 通院等乗降介助

ア 対象者： 障害支援区分が区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）であり、ヘルパー自ら運転する車輛への乗車又は降車の介助に加え「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行う又は、「通院先での受診手続き、移動等の介助」が必要な者。

イ サービス内容： 通院等介助（通院又は官公署等（相談支援事業所を含む）への移動のため、自らの運転する車輛への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前、若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助）。

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 通院に必要な回数／月

エ その他決定すべき事項：(一) 2人介護可の承認

(2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定)

(二) 特別地域加算(利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定)の認定

Ⅱ 重度訪問介護

ア 対象者： 障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する者。

(一) 次のいずれにも該当する者。

- ・二肢以上に麻痺等があること。
- ・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援不要」以外と認定されていること。

(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。(表2参照)

イ サービス内容： 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

ウ 支給量(基本利用者)： 標準支給決定基準量 6.0時間×31日＝186時間／月

(うち外出時の移動加算可能時間) 4.0時間×31日＝124時間／月

加算後支給決定基準量 12.0時間×31日＝372.0時間／月

(うち外出時の移動加算可能時間) 4.0時間×31日＝124時間／月

エ 支給量(重度訪問介護の対象者が居宅介護や行動援護を利用する場合)：

標準支給決定基準量(重度訪問介護＋居宅介護(※)＋行動援護) 6.0時間×31日＝186時間／月

(うち重度訪問介護の移動加算可能時間) 4.0時間×31日＝124時間／月

加算後支給決定基準量(重度訪問介護＋居宅介護(※)＋行動援護) 12.0時間×31日＝372時間／月

(うち重度訪問介護の移動加算可能時間) 4.0時間×31日＝124時間／月

※ 各支給決定区分(身体介護、家事援助、通院等介助(身体介護を伴う、身体介護を伴わない))における月当たりの支給決定時間の合計)

オ 支給量(介護保険該当者が障害福祉サービスを併給する場合)：

標準支給決定基準量 6.0時間×31日＝186時間／月(※)

※ 「5. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係(船橋市の取り扱い基準)」の要件を満たした者に支給するものとする。

カ 加算要素：次のいずれかに該当する場合(介護保険該当者を除く)

- ・日中活動系サービスを利用できる状態になく、主な活動の場が居宅である場合。
- ・日中活動系サービスを利用してもなお、標準支給量を超えた利用が必要であると申し出があり、市長が必要と認めた場合。

キ その他決定すべき事項：(一) 8. 5%加算(上記、ア対象者のうち区分6に該当する者)

- (二) 15%加算（上記、ア対象者のうち重度障害者等包括支援の対象者）
- (三) 2人介護可の承認
（2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定）
- (四) 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定
- (五) 入院中の重度訪問介護利用（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を受けている者）

Ⅲ 同行援護

- ア 対象者： 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。（表1参照）
- イ サービス内容： 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。
- ウ 支給量： 標準支給決定基準量 50.0時間／月
加算後支給決定基準量 90.0時間／月（※）
※ 加算後支給決定基準量については、連続する概ね3ヶ月間までの適用を限度とする。
- エ 加算要素：(一) 単身もしくは単身に準ずる世帯（※）であり、移動に対する援助が見込まれない場合
(二) 外出が概ね月6日以上見込まれる場合の当該月
(三) 申請者より標準支給決定基準量を超えて利用が必要と申し出を行った者として市長が必要と認めるものの当該月
※ 単身に準ずる世帯…同居する家族が介護できない場合
- オ その他決定すべき事項：(一) 2人介護可の承認
（2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定）
(二) 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定
(三) 盲ろう者（同行援護の対象要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。）

Ⅳ 行動援護

- ア 対象者： 知的障害者、もしくは精神障害者であり、かつ、障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者（表2参照）。
- イ サービス内容： 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

- ウ 支給量： 標準支給決定基準量 8.0時間×5日＝40.0時間／月（※）
加算後支給決定基準量 8.0時間×10日＝80.0時間／月（※）
※ 1回の支給時間は8.0時間を限度とする。

エ 加算要素：（一）次のいずれかに該当する場合（介護保険該当者を除く）

- ・日中活動系サービスを利用できる状態になく、主な活動の場が居宅である場合。
- ・日中活動系サービスを利用してもなお、標準支給量を超えた利用が必要であると申し出があり、市長が必要と認めた場合。

（二）高校在学中までの障害児及び障害者で、学校の長期休業期間。（1、3、4、7、8、12月）

オ その他決定すべき事項：（一）2人介護可の承認（2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定）

（二）特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定

（三）重度支援（行動関連項目の点数の合計が18点以上に該当する者に決定）の認定

V 重度障害者等包括支援

ア 対象者： 障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、次のいずれかに該当するもの。

（一）Ⅰ類型 次のいずれにも該当する者

- ・重度訪問介護の対象であること。
- ・医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（3）麻痺」における両上肢及び両下肢において、いずれも「ある」と認定（程度は問わない。）されていること。
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（2）四肢欠損」、「（4）筋力の低下」、「（5）関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- ・障害支援区分認定調査項目「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面支援」と認定されていること。
- ・障害支援区分認定調査項目「レスピレーター」において「ある」と認定されていること。
- ・障害支援区分認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。

（二）Ⅱ類型 次のいずれにも該当する者

- ・知的障害の程度が最重度「A又はA-1若しくはA-2」であること。
- ・重度訪問介護の対象であること。
- ・医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（3）麻痺」における両上肢及び両下肢において、いずれも「ある」と認定（程度は問わない。）されていること。
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（2）四肢欠損」、「（4）筋力の低下」、「（5）関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- ・障害支援区分認定調査項目「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面支援」と認定されていること。
- ・障害支援区分認定調査項目のうち「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。

（三）Ⅲ類型 次のいずれにも該当する者

- ・「行動援護」対象者であること。(表2参照)
- ・障害支援区分認定調査項目のうち「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。

イ サービス内容： 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

ウ 支給量： 重度障害者包括支援は全てのサービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効率的に行うサービスであることから、当該単位数の決定に当たっては基本報酬のほか、各種加算も含んだものとする必要がある。

このため、利用を希望する全ての利用者等からサービス計画表を提出させ、かつ、重度障害者包括支援を提供する予定の重度障害者包括支援事業者から聴取した一月に見込まれる請求単位を踏まえて支給決定を行うものとする。

なお、当該サービスの詳細な算定方法等は「平成30年4月以降の重度障害者等包括支援の取扱いについて」(平成30年3月30日付け事務連絡、厚生労働省社会・援護局社会保健福祉部障害福祉課長通知)に基づくものとする。

- エ 加算要素：(一) 1日12時間以上の算定…四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態にある者(介護保険該当者を除く)
- (二) 早朝(午前6時から午前8時)、夜間(午後6時から午後10時)帯の25%支援加算、及び深夜(午後10時から午前6時)帯の50%支援加算の算定…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援
- (三) 喀痰吸引等支援加算の算定(介護職員等がたんの吸引等をした場合)…居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護
- (四) 低所得者への支援加算の認定…短期入所
- (五) 医療連携体制加算の算定…短期入所、共同生活援助
- (六) 送迎加算の算定…短期入所
- (七) 初回加算の算定
- (八) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定
- (九) 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定

- オ その他決定すべき事項：(一) 2人介護可の承認…居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護(2人介護可の場合は、それぞれの支給決定基準量を最大2倍で算定)
- (二) 特別地域加算(利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定)の認定…居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助又は就労定着支援
- (三) 地域生活移行個別支援特別加算(3年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を受けた者や刑務所出所者等に対して、必要な相談援助等を行う場合に3年を限度として決定)の認定…共同生活援助
- (四) 精神障害者地域移行特別支援加算(精神病院等に1年以上入院していた精神障害者へ必要な相談援助等を行う場合に、退院から1年間を限度として決定)の認定…共同生活援助
- (五) 強度行動障害者地域移行特別加算(障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者(行動関連項目の点数が10点以上の者)に対して、必要な相談援助等を行う場合に、退所から1年間を限度として決定)の認定…共同生活援助

VI 療養介護

ア 対象者： 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者。

(一) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者。

(二) 障害支援区分5以上の者であって、医療的ケアが必要な障害者として次に掲げる者

①重症心身障害者または進行性筋萎縮症に罹患している者

②医療的ケアの判定スコア（※【別表】参照）が16点以上の者

③認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であって医療的ケアスコア（※）が8点以上の者

④遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコア（※）が8点以上の者

(三) これらに準じる状態として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者

イ サービス内容： 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 当該月の日数

※【別表】医療的ケア判定スコアの調査票

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理		10	2	1	0
② 気管切開の管理		8	2		0
③ 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1		0
④ 酸素療法		8	1		0
⑤ 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1		0
⑥ ネブライザーの管理		3	0		
⑦ 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2		0
	(2) 持続経管注入ポンプ使用				
⑧ 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）		8	2		0
⑨ 皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）	5	1		0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1		0
⑩ 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）		3	1		0
⑪ 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		8	2		0
⑫ 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0		
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）				
⑬ 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1		0
	(2) 排便又は洗腸	5	0		
	(3) 浣腸	3	0		
⑭ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2		0

Ⅶ 短期入所

- ア 対象者： (一) 障害支援区分が区分１以上である障害者。
(二) 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分（※以下、「障害児支援区分」という。）における区分１以上に該当する障害児。

※厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第５７２号）

区分３： 食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合における支援の度合、著しい行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる場合の支援の度合

区分２： 食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助もしくは一部介助を必要とする場合における支援の度合、行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる場合の支援の度合

区分１：区分３及び区分２に該当しない場合の支援の度合であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち１以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする場合における支援の度合

イ サービス内容： 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の次に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 １４日／月
加算後支給決定基準量 ３１日／月

エ 加算要素： 介護者の入院等、介護に欠ける場合で、市長が必要と認めた日数を加算する。
なお、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用日数については原則３０日を限度（※）とし、年間利用日数については、１年の半分（１８０日）を目安にする。

また、連続して３０日利用した後、１日以上利用しない期間があれば、再度連続した３０日以内の利用を可能とする。

※平成３０年３月３１日までの利用者については平成３１年３月３１日までの間は３０日を超えて支給決定をすることを可能とする猶予期間を設ける。

オ その他決定すべき事項：（一）医療型（療養介護）の認定…療養介護の対象者と同じ。

（二）医療型（重心・医ケア）の認定…重度の身体障害（重度の肢体不自由：個別等級で四肢体幹の１、２級）及び重度の知的障害（Ａの２以上）を併せもつ児童、または医療判定スコアが１６点以上の障害児

（三）医療型（その他）の認定…障害支援区分が区分１又は障害児支援区分が区分１以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は障害支援区分が区分１若しくは障害児支援区分が区分１以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動系ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。

（※）厚生労働大臣が定める基準（平成２５年度厚生労働省告示第６号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１６９号）別表介護給付費等単位表の第７の１の注７の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、５以上の状態に適合するものをいう。

- ① 自力での移動が不可能であること。
- ② 意味のある発語を欠くこと。
- ③ 意思の疎通を欠くこと。
- ④ 視覚による認識を欠くこと。
- ⑤ 原始的なそしゃく、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。
- ⑥ 排泄失禁状態であること。

（四）重度障害者支援加算（重度障害者等包括支援該当者に決定）の認定

（五）重度障害者支援加算（強度行動障害・区分４以上）（区分４以上かつ認定調査等における行動関連項目の点数の合計が１０点以上に該当する者に決定）の認定

- (六) 重度障害者支援加算（強度行動障害・区分6）（区分6かつ認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者に決定）の認定
- (七) 重度障害者支援加算（強度行動障害・強度）（上記加算(五)・(六)のいずれかを満たしている者のうち行動関連項目の点数の合計が18点以上に該当する者に決定）の認定
- (八) 医療的ケア対応支援加算（短期入所で医療的ケアの判定スコア（VI療養介護の判定スコア表）における基本スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者）の認定
- (九) 地域生活支援拠点等加算（医ケア等）（市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている短期入所事業所を利用する、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が10点以上である者（障害児にあっては、こども家庭庁長官が定める児童等（厚生労働省告示第270号）の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児）の認定

VIII 施設入所支援

- ア 対象者：(一) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）であるもの
- (二) 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- (三) 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
- (四) 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

- イ サービス内容： その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
- なお、障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。

- ウ 支給量： 標準支給決定基準量 当該月の日数

- エ その他決定すべき事項：(一) 重度障害者支援加算（身体基本）の認定…意見書中「特別な医療」に該当している場合もしくはこれに準じる場合
- (二) 重度障害者支援加算（身体重度）の認定…障害支援区分が区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者
- (三) 重度障害者支援加算（知的・区分4以上）（区分4以上かつ認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者に決定）の認定
- (四) 重度障害者支援加算（知的・区分6）（区分6かつ認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者に決定）の認定
- (五) 重度障害者支援加算（知的・強度）（上記加算(三)・(四)のいずれかを満たしてい

る者のうち行動関連項目の点数の合計が18点以上に該当する者に決定)の認定

- (六) 地域生活移行個別支援特別加算(3年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を受けた者や刑務所出所者等に対して、必要な相談援助等を行う場合に3年を限度として決定)の認定

Ⅸ 生活介護

ア 対象者： 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。

- (一) 障害支援区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者。
- (二) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である者。
- (三) 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

イ サービス内容： 障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 当該月の日数－8日
加算後支給決定基準量 31日／月(※)

※施設入所支援との併給の場合

支給決定基準量 当該月の日数－8日

エ 加算要素： 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

オ その他決定すべき事項： (一) 重度障害者支援加算(知的・区分4以上)(区分4以上かつ認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者に決定)の認定
(二) 重度障害者支援加算(知的・区分6)(区分6かつ認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者に決定)の認定
(三) 重度障害者支援加算(知的・強度)(上記加算(一)・(二)のいずれかを満たしている者のうち行動関連項目の点数の合計が18点以上に該当する者に決定)の認定
(四) 重度障害者支援加算(重心)(重症心身障害者)(重度の身体障害者(重度の肢体不自由：個別等級で四肢体幹の1、2級)及び重度の知的障害者(Aの2以上)を併せもつ障害者)の認定

(2) 訓練等給付

I 自立訓練（機能訓練）

ア 対象者： 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な次のような障害者。

(一) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。

(二) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

イ サービス内容： 障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

ウ 標準利用期間： 1年6ヶ月間

(頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間)

エ 支給量： 標準支給決定基準量 当該月の日数－8日

加算後支給決定基準量 31日／月（※）

※施設入所支援との併給の場合

支給決定基準量 当該月の日数－8日

オ 加算要素： 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

カ その他決定すべき事項： (一) 視覚障害者に対する専門的訓練の認定

(二) 特別地域加算の認定

(三) 社会生活支援特別加算（3年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を受けた者や刑務所、矯正施設、及び更生保護施設の出所者等（ただし、医療観察法適用期間が延長された場合はその期間が終了するまで）に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を行う場合に当該支援等を開始した日から3年を限度として決定。）の認定

(四) 暫定支給決定期間の認定

II 自立訓練（生活訓練）

ア 対象者： 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な次のような障害者。

(一) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

(二) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

イ サービス内容： 障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

ウ 標準利用期間： 2年間

(長期入院又はこれに類する事由のある障害者として事務処理要領に記載のあるものについては、3年間)

エ 支給量： 標準支給決定基準量 当該月の日数－8日
加算後支給決定基準量 31日／月(※)

※施設入所支援との併給の場合

支給決定基準量 当該月の日数－8日

オ 加算要素： 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

カ その他決定すべき事項：(一) 視覚障害者に対する専門的訓練の認定

(二) 特別地域加算の認定

(三) 精神障害者退院支援施設加算(精神病院等に1年以上入院していた退院患者等に対し、夜間の居住の場を提供する場合に決定)の認定

(四) 社会生活支援特別加算(3年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を受けた者や刑務所、矯正施設、及び更生保護施設の出所者等(ただし、医療観察法適用期間が延長された場合はその期間が終了するまで)に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を行う場合に当該支援等を開始した日から3年を限度として決定。)の認定

(五) 短期滞在加算(主として夜間において家事などの日常生活能力を向上させる支援を行う場合。)の認定。ただし宿泊型自立訓練の支給決定をしている場合は除く。

(六) 暫定支給決定期間の認定

Ⅲ 宿泊型自立訓練

ア 対象者： 自立訓練(生活訓練)の対象者に掲げるもののうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

イ サービス内容： 居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

ウ 標準利用期間： 2年間

(長期入院又はこれに類する事由のある障害者として事務処理要領に記載のあるものについては、3年間)

エ 支給量： 支給決定基準量 当該月の日数

カ その他決定すべき事項：(一) 地域生活移行個別支援特別加算(3年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を受けた者や刑務所出所者等に対して、必要な相談援助等を行う場合に3年を限度として決定)の認定

(二) 精神障害者地域移行特別支援加算(精神病院等に1年以上入院していた精神障害者へ必要な相談援助等を行う場合に、退院から1年間を限度として決定)の認定

- (三) 強度行動障害者地域移行特別加算（障害児者支援施設に１年以上入所していた強度行動障害者（行動関連項目の点数が１０点以上の者）に対して、必要な相談援助等を行う場合に、退所から１年間を限度として決定）の認定
- (四) 暫定支給決定期間の認定

Ⅳ 就労移行支援

- ア 対象者：(一) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先への紹介その他の支援が必要な６５歳未満のもの又は６５歳以上の者。
- (二) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、６５歳以上の者を含む就労を希望する者。
- ※ただし、６５歳以上の者は、６５歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、６５歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。
- (三) 一般就労中の利用については「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項（令和６年３月２９日付障発第０３２９第７号）」参照

イ サービス内容： 就労を希望する６５歳未満の障害者又は６５歳以上の障害者（６５歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、６５歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

ウ 標準利用期間： ２年間

エ 標準利用期間（養成施設利用者）：(一) 中卒の場合 ５年間
(二) 高卒の場合 ３年間

オ 支給量： 標準支給決定基準量 当該月の日数－８日
加算後支給決定基準量 ３１日／月（※）

※施設入所支援との併給の場合
支給決定基準量 当該月の日数－８日

カ 加算要素： 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

- キ その他決定すべき事項：(一) 精神障害者退院支援施設加算（精神病院等に１年以上入院していた退院患者等に対し、夜間の居住の場を提供する場合に決定）の認定
- (二) 在宅時生活支援サービス加算（通所が困難であり、在宅時にサービス利用を行う場合に決定）の認定
- (三) 社会生活支援特別加算（３年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を

受けた者や刑務所、矯正施設、及び更生保護施設の出所者等（ただし、医療観察法適用期間が延長された場合はその期間が終了するまで）に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を行う場合に当該支援等を開始した日から3年を限度として決定。）の認定

(四) 暫定支給決定の有無及び暫定支給決定期間の認定

V 就労継続支援A型

ア 対象者： 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上（※1、2）の以下のような者。

- (一) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者
- (二) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者
- (三) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。

(四) 一般就労中の利用については「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項（令和6年3月29日付障発0329第7号）」参照

イ 対象者（特例）： 法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、次の要件により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

- (一) 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- (二) 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。
- (三) 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

(四) 暫定支給決定の有無及び暫定支給決定期間の認定

ウ サービス内容： 通常の事業所に雇用されることが困難な65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。）のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者において、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

エ 支給量： 標準支給決定基準量 当該月の日数－8日
加算後支給決定基準量 31日／月（※）

※施設入所支援との併給の場合

支給決定基準量 当該月の日数－8日

オ 加算要素： 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

カ その他決定すべき事項：(一) 雇用契約の有無の確認

(二) 障害基礎年金 1 級受給者の確認

(三) 在宅時生活支援サービス加算（通所が困難であり、在宅時にサービス利用を行う場合に決定）の認定

(四) 社会生活支援特別加算（3 年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を受けた者や刑務所、矯正施設、及び更生保護施設の出所者等（ただし、医療観察法適用期間が延長された場合はその期間が終了するまで）に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を行う場合に当該支援等を開始した日から 3 年を限度として決定。）の認定

VI 就労継続支援 B 型

ア 対象者： 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される以下のような者。

(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

(二) 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者。

(三) 上記のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。

(四) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。(※)

※ (四)の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成 24 年 4 月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き就労継続支援 B 型の利用を認めて差し支えない。

(五) 一般就労中の利用については「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項（令和 6 年 3 月 29 日付障発 0329 第 7 号）」参照

イ サービス内容： 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

ウ 支給量： 標準支給決定基準量 当該月の日数－8 日

加算後支給決定基準量 31 日／月 (※)

※施設入所支援との併給の場合

支給決定基準量 当該月の日数－8 日

エ 加算要素： 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

オ その他決定すべき事項：(一) 障害基礎年金 1 級受給者の確認

- (二) 在宅時生活支援サービス加算（通所が困難であり、在宅時にサービス利用を行う場合に決定）の認定
- (三) 社会生活支援特別加算（３年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を受けた者や刑務所、矯正施設、及び更生保護施設の出所者等（ただし、医療観察法適用期間が延長された場合はその期間が終了するまで）に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を行う場合に当該支援等を開始した日から３年を限度として決定。）の認定

VII 就労定着支援

- ア 対象者： 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が６か月以上３年６か月未満である障害者（休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のために支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して６か月を経過した障害者も含む。）
- イ サービス内容： 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
 なお、就労定着支援は自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給は認めないことに留意すること。
 また、就労定着支援の利用者が新たに生活に関する訓練を行うことが想定できないため、自立訓練（生活訓練）との併給についても認めないものとする。
- ウ 支給量： 標準利用期間 ３年間
 （３年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。）

VIII 自立生活援助

- ア 対象者： 居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある以下のような者。
 - (一) 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者（※）
 ※ 児童福祉施設に入所していた１８歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた１５歳以上の障害者みなしの者も対象
 - (二) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
 - (三) 精神科病院に入院していた精神障害者
 - (四) 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
 - (五) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されていた障害者
 - (六) 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
 - (七) 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
 - (八) 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した

者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害者や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

イ サービス内容： 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

なお、自立生活援助は、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給は認めないことに留意すること。

ウ 標準利用期間： 1年間

エ その他決定すべき事項：(一) 対象者(一)～(四)の者が利用を希望する場合の初年の支給決定は、退所日から起算して1年間の決定をする

(二) 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定

(三) 自立生活援助基本決定（ICT活用等）

Ⅸ 共同生活援助（グループホーム）

ア 対象者： 共同生活型、サテライト型等の住居への入居を希望する障害者。（身体障害者にあつては65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、

(一) 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること

(二) 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないことに留意すること。

イ サービス内容： 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者への支援及び移行後の相談等必要な支援を行う。

ウ 標準利用期間：(一) 地域移行型ホーム 2年間

(二) サテライト型住居 3年間

(三) 移行支援型住居 3年間

エ 支給量（本利用）： 支給決定基準量 当該月の日数

オ 支給量（体験利用）： 1回当たり連続して30日以内。年50日以内

カ 支給量（退居後（外部サービス利用型））： 3ヶ月間

キ 支給量（受託居宅介護）： 介護の提供を希望し、かつ、外部サービス利用型事業所を利用する場合に以下の支給標準時間の範囲内で決定する。

障害支援区分	支給標準時間
区分2	2. 5時間／月
区分3	1 0時間／月
区分4	1 5時間／月
区分5	2 2時間／月
区分6	3 2時間／月

- ク その他決定すべき事項：(一) 自立生活支援加算対象者（支給決定時ではなく、当該加算対象事業所から提出された支給決定障害者の単身生活等への移行に向けた共同生活援助計画を承認した場合に随時記載）の承認。
- (二) 地域生活移行個別支援特別加算（3年以内に、医療観察法に基づく通院医療の決定を受けた者や刑務所、矯正施設、及び更生保護施設の出所者等に対して、必要な相談援助等を行う場合に3年を限度として決定。ただし、医療観察法適用期間が延長された場合はその期間を限度とする）の認定
- (三) 精神障害者地域移行特別支援加算（精神病院等に1年以上入院していた精神障害者へ必要な相談援助等を行う場合に、退院してから1年間を限度に決定）の認定
- (四) 強度行動障害者地域移行特別加算（障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、必要な相談援助等を行う場合に、退所してから1年間を限度に決定）の認定
- (五) 重度障害者支援加算（強度行動障害・区分4以上）（区分4以上かつ認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者に決定）の認定
- (六) 重度障害者支援加算（強度行動障害・区分6）（区分6かつ認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者に決定）の認定
- (七) 重度障害者支援加算（強度行動障害・強度）（上記加算(五)・(六)のいずれかを満たしている者のうち行動関連項目の点数の合計が18点以上に該当する者に決定）の認定
- (八) 家賃額助成対象者及び助成額の認定
- (九) 強度行動障害者体験利用加算（行動関連項目10点以上の強度行動障害者が共同生活援助の体験利用を行う場合に決定）の認定
- (十) 医療的ケア対応支援加算（共同生活援助内で医療的ケアの判定スコア（Ⅵ療養介護の判定スコア表）における基本スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者）の認定

(3) 地域相談支援給付

I 地域移行支援

ア 対象者： 次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- (一) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- (二) 精神科病院に入院している精神障害者
※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上のものを中心に対象とするが、直近

の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象とする。

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

(三) 救護施設、更生施設に入所している障害者

(四) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者

※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

(五) 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

イ サービス内容： 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

ウ 標準利用期間： 1年間

エ 標準支給決定基準量： 当該月の日数

オ その他決定すべき事項： 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定

II 地域定着支援

ア 対象者：(一) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。

(二) 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。

(三) 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者

※ 共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※ 上記(一)又は(二)の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

イ サービス内容： 居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合でもあっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

ウ 給付決定期間： 1年の範囲内

※ 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年の範囲内で給付決定期間の更新をしていくことが可能。

エ 標準支給決定基準量： 当該月の日数

オ その他決定すべき事項： 特別地域加算（利用者が厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する場合に決定）の認定

附 則

この基準は、平成 18 年 9 月 21 日より施行する。

この基準は、平成 18 年 11 月 27 日より施行する。

この基準は、平成 21 年 10 月 1 日より施行する。

この基準は、平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

この基準は、平成 23 年 10 月 26 日より施行し、平成 23 年 10 月 1 日より適用する。

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この基準は、平成 28 年 3 月 1 日より施行し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

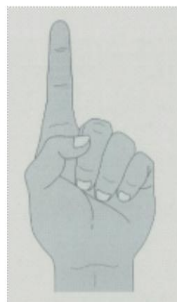
同行援護のアセスメント調査票（表1）

	調査項目	0 点	1 点	2 点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約 1 m離れた視力確認表の図は見るができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見るができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の 1 点又は 2 点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が 90 % 以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が 95 % 以上である。	視力障害の 1 点又は 2 点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の 1 点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の 1 点又は 2 点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注 1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注 2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

（視力確認表：A4版）



重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表（表２）

行動関連項目	選択肢（換算点数）
① ３－３ コミュニケーション	１：日常生活に支障がない→０点 ２：特定の者であればコミュニケーションできる→１点 ３：会話以外の方法でコミュニケーションできる→１点 ４：独自の方法でコミュニケーションできる→２点 ５：コミュニケーションできない→２点
② ３－４ 説明の理解	１：理解できる→０点 ２：理解できない→１点 ３：説明を理解できているか判断できない→２点
③ ４－７ 大声・奇声を出す	１：支援が不要→０点 ２：希に支援が必要→０点 ３：月に１回以上の支援が必要→０点 ４：週に１回以上の支援が必要→１点 ５：ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要→２点
④ ４－１６ 異食行動	１：支援が不要→０点 ２：希に支援が必要→０点 ３：月に１回以上の支援が必要→０点 ４：週に１回以上の支援が必要→１点 ５：ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要→２点
⑤ ４－１９ 多動・行動停止	１：支援が不要→０点 ２：希に支援が必要→０点 ３：月に１回以上の支援が必要→０点 ４：週に１回以上の支援が必要→１点 ５：ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要→２点
⑥ ４－２０ 不安定な行動	１：支援が不要→０点 ２：希に支援が必要→０点 ３：月に１回以上の支援が必要→０点 ４：週に１回以上の支援が必要→１点 ５：ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要→２点
⑦ ４－２１ 自らを傷つける行為	１：支援が不要→０点 ２：希に支援が必要→０点 ３：月に１回以上の支援が必要→０点 ４：週に１回以上の支援が必要→１点 ５：ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要→２点
⑧ ４－２２ 他人を傷つける行為	１：支援が不要→０点 ２：希に支援が必要→０点 ３：月に１回以上の支援が必要→０点 ４：週に１回以上の支援が必要→１点 ５：ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要→２点

⑨ 4-23 不適切な行為	1 : 支援が不要→0点 2 : 希に支援が必要→0点 3 : 月に1回以上の支援が必要→0点 4 : 週に1回以上の支援が必要→1点 5 : ほほ毎日（週5日以上）支援が必要→2点
⑩ 4-24 突発的な行動	1 : 支援が不要→0点 2 : 希に支援が必要→0点 3 : 月に1回以上の支援が必要→0点 4 : 週に1回以上の支援が必要→1点 5 : ほほ毎日（週5日以上）支援が必要→2点
⑪ 4-25 過食・反すう等	1 : 支援が不要→0点 2 : 希に支援が必要→0点 3 : 月に1回以上の支援が必要→0点 4 : 週に1回以上の支援が必要→1点 5 : ほほ毎日（週5日以上）支援が必要→2点
⑫ てんかん	・年一回以上→0点 ・月一回以上→1点 ・週一回以上→2点